

議案第123号

公立大学法人大阪定款の一部変更について

公立大学法人大阪定款の一部を次のように変更する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前												
(大学等の設置) 第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、大学及び高等専門学校を次のとおり設置する。 <table><tr><th>名称</th><th>所在地</th></tr><tr><td>大阪公立大学</td><td>大阪市<u>城東区</u></td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table> (業務の範囲) 第23条 法人は、次に掲げる業務を行う。 [(1)～(5) 略] <u>(6) 法第21条第2号の出資又は援助を行うこと。</u> <u>(7)</u> [略]	名称	所在地	大阪公立大学	大阪市 <u>城東区</u>	[略]		(大学等の設置) 第3条 [同左] <table><tr><th>名称</th><th>所在地</th></tr><tr><td>大阪公立大学</td><td>大阪市<u>阿倍野区</u></td></tr><tr><td colspan="2">[同左]</td></tr></table> (業務の範囲) 第23条 [同左] [(1)～(5) 同左] [新設] <u>(6)</u> [同左]	名称	所在地	大阪公立大学	大阪市 <u>阿倍野区</u>	[同左]	
名称	所在地												
大阪公立大学	大阪市 <u>城東区</u>												
[略]													
名称	所在地												
大阪公立大学	大阪市 <u>阿倍野区</u>												
[同左]													
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。													

附 則

この定款の一部変更は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

令和7年9月18日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

大阪公立大学の所在地を変更するとともに、公立大学法人大阪の業務の範囲を改めるため、定款

の一部を変更する必要があるので、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方独立行政法人法（抄）

(定款)

第8条 省 略

- 2 定款の変更は、設立団体（設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあつては、設立団体及び加入設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。））の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3－4 省 略